

## 災害時における応急対策業務に関する協定

旭川市（以下「甲」という。）と旭川地区舗装事業関係災害緊急対策協議会（以下「乙」という。）は、旭川市域で災害が発生すると予測され、又は発生した場合（以下「災害時」という。）において、災害応急対策を迅速かつ円滑に行うため、甲の応急対策業務に関する乙の協力について次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時等に、甲が管理する公共施設の機能の確保及び回復のほか、甲が必要と認める災害応急対策活動について、甲と乙が協力し、迅速かつ的確に対応することを目的とする。

### （協力要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するために、乙の協力が必要と認めたときは、乙に対し次に掲げる事項について要請するものとする。

- (1) 障害物及び廃棄物の除去に関すること。
- (2) 応急復旧に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認めた業務に関すること。

### （要請）

第3条 前条の規定による要請は、次の各号に掲げる事項を明確にした災害応急対策業務協力要請書（様式第1号）により要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により要請し、事後に災害応急対策業務協力要請書を提出するものとする。

- (1) 出動場所
- (2) 災害の状況
- (3) 応急対策業務の内容
- (4) その他必要な事項

### （協力）

第4条 乙は、前条の要請を受けた場合は、やむを得ない事情がない限り、他の業務に優先して当該要請に応じるものとする。

### （報告）

第5条 乙は、甲の要請した応急対策業務を実施したときは、次に掲げる事項を明確にした災害応急対策業務報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

- (1) 従事期間
- (2) 従事者数
- (3) 使用資機材の種類及び数量

(4) その他必要な事項

(費用負担)

第6条 乙が甲の要請による応急対策業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する費用は、災害発生直前における適正価格を基準として甲乙協議の上で決定するものとする。

(情報交換)

第7条 甲乙は、定期的にこの協定に係る各種情報を交換し、災害時に円滑な運用ができるよう努めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は平成19年1月16日から平成19年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、有効期間満了の翌日から起算して1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

(雑則)

第9条 この協定の実施に関して必要な事項については、その都度甲乙協議の上で定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成19年1月16日

旭川市6条通9丁目  
甲 旭川市  
旭川市長 西川 将人



旭川市西神楽1線14号  
乙 旭川地区舗装事業関係災害緊急対策協議会  
会長 伊東 尚

